

イオンモール綾川・イオン坂出店

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年6月15日

香川県知事 浜田 恵造

【イオンモール綾川】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1		
大規模小売店舗の名称及び所在地	イオンモール綾川 綾歌郡綾川町萱原字下所824番1ほか		
変更しようとする事項	1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻		
	変更前	イオンリテール株式会社 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前0時 その他小売業者 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前0時	
	変更後	イオンリテール株式会社 開店時刻 午前7時 閉店時刻 午前0時 その他小売業者 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前0時	
	2 来客が駐車場を利用することができる時間帯		
	変更前	駐車場－中央1 敷地南側 駐車場－中央2 敷地南側 駐車場－中央3 敷地南東側 駐車場－中央4 敷地北側 駐車場－中央5 敷地北側 駐車場－中央6 敷地北側 駐車場－中央7 敷地北側 駐車場－中央8 敷地西側 身障者専用駐車場 敷地南側 4階駐車場 建物4階 R階駐車場 建物5階 敷地外駐車場① 建物南側 敷地外駐車場② 建物西側	午前8時30分から 午前0時30分
		敷地外駐車場③ 建物西側 敷地外駐車場④ 建物南側	午前8時30分から 午後10時
	変更後	駐車場－中央1 敷地南側 駐車場－中央2 敷地南側 駐車場－中央3 敷地南東側 駐車場－中央4 敷地北側 駐車場－中央5 敷地北側 駐車場－中央6 敷地北側 駐車場－中央7 敷地北側 駐車場－中央8 敷地西側 身障者専用駐車場 敷地南側 4階駐車場 建物4階 R階駐車場 建物5階 敷地外駐車場① 建物南側	午前6時から 午前0時30分

イオンモール綾川・イオン坂出店

		敷地外駐車場② 建物西側	
		敷地外駐車場③ 建物西側	
		敷地外駐車場④ 建物南側	
変更年月日	平成24年6月21日		
変更理由	消費者のニーズ多様化に伴う要望に応えることと、節電対策の一環として、電力使用のピークなる日中の混雑緩和等に努めるため。		

2 届出年月日
平成24年6月7日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び綾川町経済課
縦覧期間	平成24年6月15日（金曜日）から同年10月15日（月曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年10月15日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び綾川町経済課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【イオン坂出店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	
大規模小売店舗の名称及び所在地	イオン坂出店 坂出市京町1丁目4番18号	
変更しようとする事項	1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	
	変更前	イオンリテール株式会社 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時 その他 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時 ※なお、開店時刻は年間最大31日間のみ午前8時とする。
	変更後	イオンリテール株式会社 開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後11時 その他小売業者 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時
	2 来客が駐車場を利用することができる時間帯	
	変更前	午前8時30分から午前0時 ※なお、年間最大31日間のみ午前7時30分から午前0時までとする。

イオンモール綾川・イオン坂出店

	変更後	午前6時30分から午前0時
変更年月日	平成24年6月21日	
変更理由	消費者のニーズ多様化に伴う要望に応えることと、節電対策の一環として、電力使用のピークなる日中の混雑緩和等に努めるため。	

2 届出年月日
平成24年6月7日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び坂出市建設経済部産業課
縦覧期間	平成24年6月15日（金曜日）から同年10月15日（月曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年10月15日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び坂出市建設経済部産業課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ